

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

事業の経過及び成果

対処すべき課題

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

**G F A 株式会社**

## 事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済の業況判断につきましては、日銀短観(2020年4月1日発表)によりますと、企業の景況感を示す業況判断指数(DI)が大企業・製造業でマイナス8と前回調査(2019年12月13日発表)から8ポイント低下となり、7年ぶりのマイナス数値となりました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け企業の景況感が悪化しております。

世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の停滞が見られ、先行不透明な状態が続いております。

国内不動産業界につきましては、国土交通省(2020年3月18日発表)によりますと2020年1月1日時点での公示地価の全国全用途平均は1.4%プラスと5年連続の上昇となりました。都市圏ではオフィス需要が堅調で、地方圏では訪日客の増加により地価が上昇しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大で訪日客は急減しておりその影響が懸念されます。

以上の結果、当連結会計年度における業績は売上高2,392,126千円(前年同期比120.8%増)となり、経常損失375,742千円(前年同期は280,716千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失488,116千円(前年同期は277,276千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### ①金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行ってまいりました。ファイナンシャル・アドバイザー事業につきましては、取引先の資金調達支援や財務戦略の助言などに努めました。投融資事業につきましては、様々な事業者の事業資金需要に応える事業融資を実行しました。不動産投資事業につきましては、インバウンド向けのホステルの売却により収益を確保しました。また、1棟マンションを運用し賃料収入を得ました。

この結果、売上高は2,112,392千円、セグメント損失は247,391千円となりました。

#### ②サイバーセキュリティ事業

サイバーセキュリティ事業につきましては、主として、海外製のサイバーセキュリティ商品を国内の民間企業向けに販売を行ってまいりました。

この結果、売上高は279,733千円、セグメント損失は51,429千円となりました。

なお、当社は2020年2月28日付でナイトクラブを運営する株式会社CAMELOTの株式の80%を取得し子会社化しており、また2020年2月28日付で宿泊施設を運営するアトリエブックアンドベッド株式会社の株式の100%を取得し子会社化しております。これら子会社は店舗空間のプロデュースを行い飲食及び宿泊施設の運営を行う「空間プロデュース事業」として報告セグメントに新たに追加しております。なお、これら子会社はみなし取得日を当連結会計年度末日とし当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、当連結会計年度の経営成績にはその業績は含まれておりません。

## (2) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化です。誠に遺憾ながら当連結会計年度において、488,116千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至り、また、営業活動によるキャッシュ・フローにおきましても、93,334千円のマイナスとなっております。この結果を真摯に受け止め、中長期的には収益不動産の取得や投融資による安定した収益源を確保することにより、収益の改善・拡大を企図しております。また、当連結会計年度に子会社化した株式会社CAMELOT及びアトリエブックアンドベッド株式会社は、今後、中長期的には当社グループの収益拡大・利益獲得に貢献するものと考えております。当社グループはこれらの既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制を構築します。

当社グループは、親会社と連結子会社5社を含めて6社体制となりました。連結子会社2社は買収して間もない会社であります。よって業務を適正に遂行するための体制につきましても親会社同様の体制を確立すべく動いております。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づき、業務を複数の部署及び個別業務に区分し、各部署及び個別業務に担当取締役を配置する。担当取締役が使用人の職務執行を監督し、最終的に全ての業務を代表取締役が管掌する体制とすることにより、職務執行の適正性を確保する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告については、取締役会規程等の社内規程の定めに従い、取締役会議事録等を作成し適切に保存及び管理を行う。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会等の社内会議の場等を通じ、適時適切に会社運営上のリスクを把握しリスクに対する対応方針の検討を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、適時適切に業務に係る情報を把握し、機動的な意思決定を図る。

#### ⑤使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

世の中の流れや社内体制にあわせて規程類の適宜見直しを行い、運用する。また適正な職務執行が行われていることを確認するために内部監査を実施する。

#### ⑥当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は当社と同品質の業務の適正を確保できるように、報告・決裁体制を整備し、役員や組織の見直しを行う。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ監査役補助担当者を選任する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助担当者の任免等については、監査役の事前の同意を得るかもしくは意見を求めるものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したときや取締役または使用人による違法または不正な行為を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行に努める。また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、会社運営に対する理解を深めると同時に健全な経営に資するための助言・勧告等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当事業年度は定例を含め33回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の職務執行状況の監督を行いました。また、取締役会資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管いたしました。

②監査役の職務の執行について

当事業年度は定例を含め12回の監査役会を開催いたしました。また、監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査の実施について

内部監査活動計画に基づき、内部監査担当者による内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告いたしました。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	2,673,977	【流動負債】	1,564,382
現金及び預金	249,811	買掛金	38,339
売掛金	50,469	未払金	71,825
営業貸付金	424,245	短期借入金	110,000
営業投資有価証券	465,703	1年内返済長期借入金	646,896
販売用不動産	713,201	未払法人税等	10,421
仕掛販売用不動産	644,824	前受金	659,316
前渡金	58,428	その他	27,582
その他	91,755	【固定負債】	405,211
貸倒引当金	△24,461	長期借入金	403,767
【固定資産】	759,225	繰延税金負債	608
有形固定資産	326,594	その他	836
建物(純額)	263,954	負債合計	1,969,593
リース資産(純額)	3,101		
その他(純額)	59,539	(純資産の部)	
無形固定資産	333,355	【株主資本】	1,473,832
のれん	331,617	資本金	1,183,398
その他	1,738	資本剰余金	1,218,198
投資その他の資産	99,275	利益剰余金	△902,889
長期営業債権	165,321	自己株式	△24,876
敷金及び保証金	94,660	【その他の包括利益累計額】	1,150
その他	4,614	その他有価証券評価差額金	1,150
貸倒引当金	△165,321	【新株予約権】	2,560
【繰延資産】	15,585	【非支配株主持分】	1,652
株式交付費	14,863		
その他	721	純資産合計	1,479,195
資産合計	3,448,789	負債純資産合計	3,448,789

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,392,126
売上原価		2,208,053
売上総利益		184,072
販売費及び一般管理費		482,893
営業損失		298,821
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
持分法による投資利益	1,314	
業務受託料	2,724	
その他	1,328	5,387
営業外費用		
支払利息	17,468	
子会社株式取得関連費用	43,821	
社債発行費等償却	2,268	
株式交付費償却	18,571	
その他	179	82,308
経常損失		375,742
特別利益		
新株予約権戻入益	1,114	
持分変動利益	3	1,117
特別損失		
減損損失	85,938	
事業譲渡損	5,850	
固定資産除却損	657	
事務所移転費用	7,546	
投資有価証券売却損	919	
投資有価証券評価損	5,967	106,879
税金等調整前当期純損失		481,504
法人税、住民税及び事業税	1,747	
法人税等調整額	4,584	6,332
当期純損失		487,836
非支配株主に帰属する当期純損失		279
親会社株主に帰属する当期純損失		488,116

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	960,998	995,798	△416,346	△24,876	1,515,573
当連結会計年度変動額					
新株の発行	222,400	222,400			444,801
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△488,116		△488,116
持分法の適用範囲の変動			1,574		1,574
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	222,400	222,400	△486,542	—	△41,740
当連結会計年度末残高	1,183,398	1,218,198	△902,889	△24,876	1,473,832

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,489	2,489	3,675	1,372	1,523,110
当連結会計年度変動額					
新株の発行					444,801
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△488,116
持分法の適用範囲の変動					1,574
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,339	△1,339	△1,114	279	△2,173
当連結会計年度変動額合計	△1,339	△1,339	△1,114	279	△43,914
当連結会計年度末残高	1,150	1,150	2,560	1,652	1,479,195



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称  
GFA Capital株式会社  
ネクスト・セキュリティ株式会社  
GFA Management株式会社  
アトリエブックアンドベッド株式会社  
株式会社CAMELOT

##### ②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社等の名称 株式会社DKアソシエーション

##### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ③持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

株式会社DKアソシエーションの決算日は11月末日であります。連結決算日現在で仮決算を行った計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### ①連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新たに株式を取得したアトリエブックアンドベッド株式会社及び株式会社CAMELOTを連結の範囲に含めております。なお、これら子会社はみなし取得日を当連結会計年度末日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

##### ②持分法の適用の範囲の変更

当社の連結子会社であるGFA Capital株式会社が出資し、持分法適用関連会社としておりましたアイピーバンク株式会社は、同社が実施した第三者割当増資により、当社グループの持分比率が低下したため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

- ・販売用不動産及び  
仕掛販売用不動産
- ・商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

- ・建物

主として定額法によっておりますが、一部については、定率法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

- ・その他

定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### イ. 繰延資産の処理方法

##### (1) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表関係)

「敷金及び保証金」は従来、「投資その他の資産」の「その他」(前連結会計年度26,706千円)に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

「営業未収入金」は従来独立掲記しておりましたが、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

販売用不動産	686,201千円
仕掛販売用不動産	644,824千円
消去されている連結子会社株式	240,000千円
計	1,571,026千円

#### ②担保に係る債務

短期借入金	110,000千円
1年内返済長期借入金	549,830千円
前受金	656,699千円
計	1,316,529千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

83,185千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	9,787,300株	2,362,000株			一株	12,149,300株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	300,449株		一株		一株	300,449株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 348,400株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動上必要な資金を金融機関等からの借入により調達しております。余剰資金の運用については、主に流動性の高い預金等となります。

また、投資の判断については、「プリンシパル投資基準」に基づき、安全性や収益性を考慮し、行いません。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業貸付金及び売掛金については事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、取引先相手毎の支払期日や債権残高を管理しております。また、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有化を図りながら財務状況等の悪化による貸倒リスクの低減に努めています。

営業投資有価証券は主に事業上の関係を有する株式等であり、発行体の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金及び未払金並びに前受金については、すべてが1年以内の期日となります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及び差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	249,811	249,811	—
売掛金	50,469	50,469	—
営業貸付金	424,245		
貸倒引当金(※)	△22,080		
	402,165	402,165	—
資産計	702,446	702,446	—
買掛金	38,339	38,339	—
未払金	71,825	71,825	—
短期借入金	110,000	110,000	—
1年内返済長期借入金	646,896	646,896	—
前受金	659,316	659,316	—
長期借入金	403,767	406,318	2,550
負債計	1,930,145	1,932,696	2,550

(※) 営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、売掛金、営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②買掛金、未払金、短期借入金、1年内返済長期借入金、前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
営業投資有価証券	465,703
非上場株式等	2,133

上記については、非上場株式等であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 124円48銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △47円20銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 一銭
- (注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

7. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、厳しい経営環境が続くものと予想される  
ところ、財務状態の健全化を図るべく金融機関等からの以下の借入による資金調達を行いました。

(1) 借入会社	アトリエブックアンドベッド株式会社 (連結子会社)			株式会社CAMELOT (連結子会社)
(2) 資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金
(3) 借入先	株式会社 東日本銀行	株式会社 りそな銀行	株式会社 商工組合中央金庫	大東京信用組合
(4) 借入金額	40,000千円	40,000千円	70,000千円	80,000千円
(5) 借入金利	1.40%	1.50%	2.18%	2.00%
(6) 借入実行日	2020年4月10日	2020年4月15日	2020年5月18日	2020年5月19日
(7) 返済期限	2030年3月25日	2030年3月31日	2030年5月15日	2030年5月15日
(8) 担保・保証	代表者保証	代表者保証	代表者保証	代表者保証

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	2,493,203	【流動負債】	1,342,885
現金及び預金	204,442	未払金	14,436
営業貸付金	424,245	短期借入金	110,000
短期貸付金	114,330	1年内返済長期借入金	549,830
営業投資有価証券	375,000	前受金	657,848
営業未収入金	6,079	未払法人税等	8,816
販売用不動産	713,201	その他	1,953
仕掛販売用不動産	644,824	負債合計	1,342,885
前渡金	56,138	(純資産の部)	
その他	40,143	【株主資本】	1,517,302
貸倒引当金	△85,202	資本金	1,183,398
【固定資産】	354,411	資本剰余金	1,218,198
有形固定資産	0	資本準備金	1,218,198
無形固定資産	0	利益剰余金	△859,418
投資その他の資産	354,411	その他利益剰余金	△859,418
長期営業債権	165,321	繰越利益剰余金	△859,418
関係会社株式	350,917	自己株式	△24,876
その他	3,493	【新株予約権】	2,560
貸倒引当金	△165,321		
【繰延資産】	15,134	純資産合計	1,519,863
株式交付費	14,753		
その他	381	負債純資産合計	2,862,748
資産合計	2,862,748		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,098,215
売 上 原 価		1,984,625
売 上 総 利 益		113,589
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		346,517
営 業 損 失		232,927
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,159	
グ ル ー プ 受 託 業 務	5,860	
そ の 他	323	11,342
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,468	
社 債 発 行 費 等 償 却	2,268	
株 式 交 付 費 償 却	18,391	
貸 倒 引 当 金 繰 入	63,122	
そ の 他	0	101,251
経 常 損 失		322,836
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,114	1,114
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,104	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	246,110	251,214
税 引 前 当 期 純 損 失		572,936
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	-	950
当 期 純 損 失		573,886

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当期首残高	960,998	995,798	995,798
当期変動額			
新株の発行	222,400	222,400	222,400
当期純損失(△)			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	222,400	222,400	222,400
当期末残高	1,183,398	1,218,198	1,218,198

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	△285,531	△285,531	△24,876	1,646,387	3,675	1,650,062
当期変動額						
新株の発行				444,801		444,801
当期純損失(△)	△573,886	△573,886		△573,886		△573,886
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					△1,114	△1,114
当期変動額合計	△573,886	△573,886	—	△129,085	△1,114	△130,199
当期末残高	△859,418	△859,418	△24,876	1,517,302	2,560	1,519,863

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式及び関連会社株式

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

イ. 建物

主として定額法によっておりますが、一部については、定率法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

ロ. その他

定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～8年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) その他

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

販売用不動産	686,201千円
仕掛販売用不動産	644,824千円
関係会社株式（子会社株式）	269,007千円
計	1,600,033千円

②担保に係る債務

短期借入金	110,000千円
1年内返済長期借入金	549,830千円
前受金	656,699千円
計	1,316,529千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,626千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権	134,367千円
関係会社に対する金銭債務	1,020千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 11,369千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 300,449株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,408千円
貸倒引当金	76,710千円
減価償却超過額	1,562千円
関係会社株式評価損	75,359千円
前払費用	2,755千円
仕掛不動産評価損	6,699千円
繰越欠損金	141,835千円
その他	3,448千円
繰延税金資産小計	310,780千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△141,835千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△168,944千円
評価性引当額小計	△310,780千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	34,557	26,798	0	14,828	9,788	55,862	141,835
評価性引当額	△34,557	△26,798	0	△14,828	△9,788	△55,862	△141,835
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GFA Capital 株式会社	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	業務受託 (注1)	5,850	—	—
				資金の貸付 (注2)	10,000	短期貸付金	44,330
				資金の回収 (注2)	5,670		
				利息の受取 (注2)	3,199	前受金	496
子会社	ネクスト・セ キュリティ 株式会社	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	45,000	短期貸付金 (注3)	70,000
				資金の回収 (注2)	15,000		
				利息の受取 (注2)	1,940	前受金	523
関連会社	株式会社DKア ソシエショ ン	(所有) 間接 25.0	役員の兼任	業務受託 (注1)	10	—	—
				資金の貸付 (注2)	60,000	営業貸付金	20,000
				資金の回収 (注2)	40,000		
				利息の受取 (注2)	369	営業未収入 金	34

上記のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務受託については、市場価格、業務内容及び業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。
- (注3) 子会社への短期貸付金に対して63,122千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において63,122千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ワイズアウル	—	当社取締役	建物賃貸借取引(注)	25,704	—	—

上記のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 建物賃貸借取引については、市場価格を参考に契約により取引条件を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 128円05銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △55円50銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 一銭

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

G F A株式会社  
取締役会 御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 川 俊 介 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GFA株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GFA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

GFA株式会社  
取締役会 御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 中 川 俊 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GFA株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月2日

G F A株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 宍田拓也 ㊞  
監査役（社外監査役） 豊崎 修 ㊞  
監査役（社外監査役） 高砂利幸 ㊞

以 上